

令和 6 年 6 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年6月20日(木)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 1 0 時 6 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	欠
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

4 番 佐藤 幸信 委員 7 番 豊増 義治 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農用地利用集積計画について	36件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	8件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年6月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、6番〇〇〇〇委員より所用により欠席する旨の連絡があっております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番〇〇〇〇委員と議席番号7番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、3筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、3筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

この農地につきましては、競売物件として4月の定例委員会におきまして、今回の譲受人へ買受適格証明書を出しておりましたが、その後、競売が取り下げられたことにより、申請をされたものです。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番の〇〇ですけど、この件については先月は買受適格証明願で〇〇さんという人が出ていたんですけど。あのとき私質問して、耕作してありますかっちゅうことでしたけど、農地は持ってあるけど、不許可ということを会長は言われましたけど、これは、耕作をしてないからやったですかね。

議長

事務局お願いします。

事務局

前回の買受適格証明のことについてのお尋ねだと思いますので、その件につきましては、この筆に関してではなくて、残りの3筆についてこの譲受人の方が賃借権の設定をされてありまして、1年以上先まで利用権設定がありましたので耕作することが不可能なので不承認ということで皆様に承認いただいたところでございます。

以上になります。

議長

〇〇委員どうぞ。

7番委員

利用権設定でもこういう期日が残つとるというなら、期日をのけるच्छゅう方法もあるでしょう？

議長

事務局お願いします。

事務局

その場合につきましては農地法の18条の合意解約について、双方で合意いただければ提出は可能だと判断しております。

7番委員

じゃあ、〇〇さんがそうお願いをしていないच्छゅうことになりますかね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

ちょっと質問の意味がよく理解できなくて申し訳ないんですけども、土地につきましては所有者の方と〇〇さんのほうで賃借権の設定がありますので、合意解約するのは所有者と耕作者の〇〇さんのほうになります。

7番委員

これが小作なら耕作者しか買えないということになっていますよね。ただ、利用権設定ではどうなのかच्छゅう思ってから聞いたんですけど。わかります？

私が昔から言いよった小作、小作は今作りよる人しか買えない、耕作者しか買えないとなっているんですけど、利用権設定ではどうなるかなと思ってच्छゅう聞いたんですけど。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

同じ答弁になるかと思いますが、18条の合意解約が無い以上は耕作権を持たれている方がるので、それ以外の方については耕作が不可能と判断しておるところでございます。

以上になります。（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

議長

はい、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について36件、77筆でございます。

議案第2号、番号1から番号36につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページから11ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により36件、

77筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、11ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が9万9,860平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が61件、8万4,498平方メートル、使用貸借権が16件、1万5,362平方メートル、総合計が77件、9万9,860平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人36名、借人17名、申請枚数は36枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、番号1から番号36の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは12ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、6筆

が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページから15ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして10件、14筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に16ページから17ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして8件、16筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次にその他の事項で、事務局からお願いします。

事務局

そうしましたら、議案と一緒にを送りをさせていただいております資料1のほうの御説明を差し上げたいと思いますので、準備のほうをお願いいたします。

令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知によりまして、先月の定例会において、最適化活動の点検・評価を行いました。その取りまとめとしまして、今回、別紙様式5令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を作成いたしましたので、資料について御説明を申し上げます。

I 農業委員会の状況及び次のページ以降のII最適化活動の実施状況につきましては、表題の下の注釈にありますとおり、別紙様式1の内容である、令和5年度最適化活動の目標の設定等を記載しておりますので、のちほど数字の御確認をお願いいたします。

また、それぞれに「実績」の欄がございますが、こちらにつきましては、先月の定例会で点検・評価をいたしました内容を記入しておりますので、同様に御確認をお願いいたします。

次に、4枚目を御覧ください。

III事務の実施状況でございます。まず、1総会、部会の開催実績でございますが、毎月1回に加えて令和5年度は改選がありましたので計13回の開催となっております。2農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数は38件となっております平均処理期間は25日となっております。3農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は18件となっ

ており、平均処理期間は30日となっております。4 違反転用への対応ですが、違反転用の対応はあっておりませんでした。

資料の説明は以上となりますが、この別紙様式5につきましては、農地政策課長通知によりまして、このあと6月末に、ホームページへ掲載することとなっておりますので御了承のほうをお願いいたします。

以上、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明とさせていただきます。

以上です。

議長

ただいま、事務局より資料の説明がありましたけど、何か御質問等ございましたらお願いします。

ありませんかね。それでは、皆さん内容を御確認いただきまして、御不明な点等は事務局のほうへお尋ね下さい。

それでは、私の方から一点御報告がございまして、5月の29・30日に東京に出張に行かせていただきました。

内容は、5月29日に東京の文京区で令和6年度全国農業委員会会長大会というものがありました。2日目が県選出国會議員に対する要請活動というものに行っていました。

最初の全国農業委員会会長大会については、都道府県の役職員関係の方が参加しており、約1,800名ほどの参加がございました。

佐賀県からの参加は各市町の会長15名と会議の事務局2名の17名で参加をしております。

内容としましては、提案ということで5月29日に参議院を通過しました食料農業農村基本政策の具現化に向けた政策提案に関すること、また申し合わせ議決としまして、地域農業を活かし持続可能な農業農村を作る全国運動を推進するための申し合わせ、また情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ、また実行運動として令和6年度全国農業委員会会長大会実行運動計画というものをしております。

2日目の県選出の国會議員に対する要請活動としましては、県選出の国會議員7名に対して、2班に分かれて要請活動を行っております。〇〇衆議院議員・〇〇衆議院議員・〇〇参議院議員・〇〇衆議院議員・〇〇衆議院議員・〇〇参議院議員・〇〇衆議院議員の事務所の方に訪れて、初日の会長大会での議案内容についての説明、そして佐賀県におきましては別件一点要望活動を行っております。それは、農地中間管理事業の推進に関わる体制強化のための予算拡充について、佐賀県の全市町農業委員会会長名で要請を行っております。

内容は令和7年の4月から農地中間管理機構を活用する際には農地所有者・耕作者の双方

から1パーセントの手数料を徴収する内容が今決定されております。農業者にとって今、肥料・燃料・資材等の高騰、さらにそういう手数料、経済負担が重なるということで、これは到底受け入れ難いという話で申請をしております。機構の体制強化のための予算拡充について、農林水産省に対して各議員から働きかけをお願いしたいという内容で要請しております。

一応私も回った範囲においては〇〇議員、〇〇議員がすぐ働きかけられるという話をしていただいたので、注視してニュースを見ております。

そういったことで報告させていただきます。

以上です。

それでは、その他について、委員の皆様から他に何かございますか。

〇〇委員。

7番委員

7番〇〇です。6月農業委員会が終わって大体1年経ちましたけど、〇〇地区の産業団地の問題、耳にするけど、1年経ってもなーんもこの話を農業委員会でしたこともないし、耳に入ったことがない。

話を聞くと、34町くらい減るち、それも青地。大事な農地が減るのに、私たちの仕事としては農地法を守る、農地・農家を守る仕事になっていますけど、なんも知らんでどんどん進んで、ただ報告だけちゅうか情報が入るだけでいいのかなと思ってちょっとお聞きしたいんですけど。

議長

じゃあ、事務局お願いします。

事務局

計画等はいろんなニュースとかで上がってきていると思います。実際、具体的に農地に関する相談というのはまだあっておりませんで、皆さんにまだ御報告できる段階ではないというところがございます、今〇〇委員からも言われました通り、今回青地でございますので、まずは青地の農振除外のほうから入っていくということで、まずそちらの、農林課サイドのほうと話を進めた上での農地転用になっていくのかなと思っております。

必要に応じて、その辺がはっきりわかった時点で、また皆様のほうにはお話を逐次させていただきたいと思っておりますので、すいません、改めてその辺の話は今後また計画させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番〇〇です。ぜひ、お願いします。

それよりも農業委員会は少し先に行くべきだと私思っているんですよ、農地を守るためには。地権者は高く売れるのでいいですけど、今作っている耕作者がいますよね。若い人もおるし、契約しとる年数も残っとる。さっきの話やないけど、契約残っとるなら売買もでけんやろうし。どうでん解除してくれとか話になってきますけど。

私たちの地区では、時期が長くなったのでずらずらずらっと契約が延びていろいろありましたけど、話が進めばそういう話もあるし、ぜひ、今耕作している人たちのことを、それと残った農地のことも考えて、私たちも少しでも話し合いをしていくべきだと私は思っているのです。よろしくお願いします。

事務局

今、〇〇委員さんが言われました通り、確かに地権者の方もそうなんですが、一番心配されているのが耕作者の方が、大変今後のことを考えておられると思います。随時地元の説明会のほうを行われておりまして、また今後も行われる予定でございますので、その辺の経過も含めまして、改めて御報告させていただく機会を作りたいと思いますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

議長

〇〇委員。

11番委員

すいません、〇〇のことでございますので、私が喋るのが一番いいのかなということでございます。

そもそものいきさつは皆さん御存知の通り、まずスマートインターの特区の申請から、スマートインターから4km以内はということから始まっております。

それから、今度は土地利用構想というのが特区を鳥栖に誘致をするじゃないですけど、特区申請を5年か6年かけてやったんですけど、どうしても特区は認められないと。いろんな問題がありまして。もうそれはやめるとということで、今度は土地利用構想に変わると。土地利用構想というのはどういうことかちゅうと、今、物流団地がございますけど、そこが手狭ですから南側に利用構想を持ちたいと。もちろん〇〇さんが言われるとおりでございますけど、一番一等地の農地だからそういうのはやめてくれと地元はほとんど反対しとるんです。そもそも反対しとるんです。

ところがスマートICがまずどっちから上がったのか知らんですが小郡市か、鳥栖市から始まったのかよくわかりません。ですが小郡市が強い要望ということで〇〇〇〇議員とか当時の国会議員の先生とかそういうのを入れながらああいうのを進めたんじゃないかなろうかと。ど

うしても向こうに持っていきたいということでスマートICが来た。スマートICが来たときに34ヘクタールの物流の並びで開発するというようなことでございました。

以前は、まだ大きな構想を持っておられました。それは困ると、そんなことしたら〇〇の百姓は全部しまえてしまうというようなことで、言われる通りに反対はやっております。ですが、今言う地元説明会とか、すでにもう2・3回あっておるんです地権者の方に。言われた通り、地権者は売れたらいいのかなというような感じで私は見ております。

といいますのが、私はそこに田んぼは全然持ちませんので、耕作はしておりますけど土地は持ってません。ですから、どっか代替え地的なことも、今度は〇〇自体が34ヘクタール無くなることによって〇〇地区で田んぼの争いをせやんごとなつとやなかりうかと。〇〇センターもあります。我々34町ほど法人〇〇〇もあります。20町の〇センターもございます。35町の〇〇ファームもございます。ですから、34ヘクタール無くなるっちゃうことは、その34の分を取り合わないかと。そういうことはやめようと。

けんかをするわけにはいかんということで、平等に残ったところを有効的に、やめられるようなところを、〇センターなんか半分くらい、20町のうち10町くらい〇〇さんおられますけど、〇〇さん役員さんなんですよ。〇センターで働いておられる役員さんなんです。ですから、そういうことも踏まえて、〇〇も残りをやっていく。よそに進出させるのではなく、〇など、今度は逆に入り作としてこっちのほうからお願いをして作らせてもらおうと。逆にですよ。今は入り作で〇〇さんとか、ここに〇〇さんおられますけど、20町くらい入り作なんですよ、2・30町は。あるいは〇〇〇〇君とか、あるいは〇〇〇〇さんとか〇〇〇〇さんとか、私の頭に入っているのはそういう人たち。やっぱりそういう人たちも〇〇地区の条件がいいからうちに来るのかなというようなことでございますので、私達も〇〇さんがおっしゃる通りで無くならんほうが一番いいんです。そうばってん、そういう利用構想とかガーデンとはめられたらなかなか反対してももう地権者がほとんど8割9割は地権者なんです、説明会に来とるのは。土地持っとるもんばかり会場いっぱい聞きに來とるんですけど、手挙げてもの言うのがかえって恥ずかしいくらいで、あとは地権者ばかりなんですよ。〇〇地区の農業はどげんすつとかて国に言いますけど、〇〇とか〇〇とか大手がバーンって入っとるんです。〇〇〇〇もやったですね。この3社がずーっと大きなところが入っとるんです。ですからそういう人たちに、我々の農業はどげんかなる、これだけのうなって、これだけ苦しかばってんどげんするとかと。そういう意見は我々しか言えんのです、あとは地権者ですから。〇〇さんが言うとおりですよ。

お金とか今言うたらいかんですけど、地権者が売るちゅうとに対して、売rinaさんとかいう権利も無いしですね。

個々の問題もあるとは思いますが、地権者さんがそういう考えなら我々がいくら百姓させてくださいとお願いしても、そこには〇〇さん御理解してもらわんといかんと。もうわかって言いよっちゃろうばってん、そこは返事にならんですけど、そういうことで頑張っとるわけです。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

7番〇〇です、ありがとうございます。

わかっとなじやろうと言われたけど、全然わかつとりません。初めて聞いたことでした。

私たちそういう経験して、区長が地権者やったら地権者会で区長が同意を早くしたり、問題が出てきます。

以前〇〇〇〇町ができるとき、利用権設定していても離作料の問題が出てきて、離作料をもらった人もいます。残った期間とかですね。農業委員会に聞いたら、農業委員会も普通の売買なら利用権設定だから離作料とか無理でしょうと。だけど今度はちょっと高額やし、値段も違うけんが考えるべきやないかなちゅう農業委員会の意見もありましたので、いろいろあると思いますので、またよろしく願いしときます。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

1番委員

先日、市の都市計画推進会議というのに出席させていただきました。そのときにいろんな方が、土木事務所とか県の役人さんとか見えてまして、その話が出ました。

そのときに、農業委員のほうは〇〇さん御意見ありませんかということでしたので、そのときに農業委員会の職員さんが一人もみえてなかったんですよ、その会議の中に。都市計画はずらっと並んでいました。

私は意見として、鳥栖市が開けていくということも非常に大事だけれども、農業委員としては農地を無くすなという話し合いをいつもしておりますと。それで、そういう開発をぼんとしようかという話があるときには、是非とも農業委員会の事務局も、農業委員会からどなたかも、中に入れてほしいということは要請をしてきました。

それで将来のことを考えまして、私たちの孫とかそういった子たちが農業をどうにか継いでくれるか、私たちも不安でたまらない中で百姓をしております。その子たちが学校を卒業したころに働く場所、地元で働く場所というものもすごい必要だということもわかります。そのためには農地を減らして工場を建てないかん、なにがしを建てて働くところを作らない

かんということもわかりますと。

でも私は、今現在農業委員をさせていただいて、農業委員会というのに出席しとりますんで、農地を無くさない運動をやってるほうですんで、よろしければそういう開発があつてこの辺まで話が進んどるちゅうときには、農業委員会の事務局と委員さんのどなたかを話の中に入れてくださいという要請はできております。よろしくお願いします。

議長

他にございませんか。

それではその他、これで終わります。

次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年7月19日金曜日、午前9時半より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____